

(別紙様式19)

【都道府県名】	
【医療機関コード】	
	※レセプトに記載する7桁の数字を記載
【保険医療機関名】	

精神科救急急性期医療入院料に関する実施状況報告書 (令和5年7月1日現在)

1 病棟の体制に係る要件

当該病院に常勤する精神保健指定医の人数		名
必要な検査、CT撮影が必要に応じて実施できる体制	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

2 実績に係る要件

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」
 に示す取扱い等への該当の有無 有 無

(1) 届出病棟数

以下の①～③の数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

① 当該病院における精神科救急急性期医療入院料の届出病棟数		病棟
② 当該病院における精神科救急急性期医療入院料の届出病床数		床
③ 当該病院における精神科救急急性期医療入院料及び精神科急性期治療病棟入院料届出病床数	<input type="checkbox"/> (≤300)	床

(2) 精神科救急医療体制の整備等に係る実績

以下の④～⑫の数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

		当該病院における実績	要件		
④ 当該病院の精神疾患に係る時間外・休日・深夜の入院件数又は、当該圏域における人口1万人当たりの時間外・休日・深夜の入院件数		件	<input type="checkbox"/> (≥30)		
		又は 件/万人	又は <input type="checkbox"/> (≥0.37)		
⑤ ④のうち、精神科救急情報センター・精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする)、市町村、保健所、警察、消防(救急車)からの依頼件数及び④に対する割合		件	<input type="checkbox"/> (≥6)		
		又は 割	又は <input type="checkbox"/> (≥2割)		
	⑤の再掲	⑥精神科救急情報センター・精神医療相談窓口	件	⑦救急医療情報センター	件
		⑧他の医療機関	件	⑨都道府県・市町村	件
		⑩保健所	件	⑪警察	件
	⑫消防(救急車)	件			

(別紙様式19)

【都道府県名】

【医療機関コード】

※レセプトに記載する7桁の数字を記載

【保険医療機関名】

(3) 当該病棟における新規入院患者に係る実績
以下の⑬～⑳について、報告前1年間の患者数を記載すること。

⑬ 当該入院料を算定する全病棟の新規患者数	<input type="text"/>	人
⑭ 措置入院	<input type="text"/>	人
⑮ 緊急措置入院	<input type="text"/>	人
⑯ 医療保護入院	<input type="text"/>	人
⑰ 応急入院 (うち、特定医師によるもの)	<input type="text"/>	人
⑱ 鑑定入院	<input type="text"/>	人
⑲ 医療観察法入院	<input type="text"/>	人
⑳ 当該病院の所在する都道府県等における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者数	<input type="text"/>	人

以下の「(a)」及び「(b)又は(c)」の数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること

$(14+15+16+17+18+19) \div 13$	(a)	<input type="text"/>	及び 又は	$(14+15+17) \div 20$	(b)	<input type="text"/>
		<input type="checkbox"/> (≥60%)		<input type="checkbox"/> (≥25%)		
				$(14+15+17)$	(c)	<input type="text"/> 人 <input type="checkbox"/> (≥20人)

【記載上の注意】

- CT撮影につき他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されている場合は、有にチェックをすること。
- 実績に係る要件の患者数は報告前1年間の患者数を記載すること。
- 「2の③」の病床数は300床以下であること。
- 当該入院料を算定する病院は、以下のいずれも満たすこと。
 - 「2の④」の件数が30件以上又は0.37件/万人以上
 - 「2の⑤」の件数が6件以上又は「2の⑤」の割合が2割以上
- 当該入院料を算定する病棟は、以下のいずれも満たすこと。
 - 「2の(a)」の数値が6割以上
 - 「2の(b)」の数値が2割5分以上又は「2の(c)」の人数が20人以上
- ⑳については、原則として当該病院の所在する都道府県における患者数を記載するものとするが、県内に複数の圏域がある場合は、当該圏域における患者数を記載すること。
- 令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」(令和5年5月8日以降は令和5年4月6日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」)に該当する場合は、施設基準等を満たしていない値が記載されていても、地方厚生(支)局各都府県事務所の確認対象とはならないこと。